

令和6年1月24日

各 位

須坂商工会議所
会頭 神林 章

令和6年能登半島地震災害義援金へのご協力をお願い

平素より当所の諸活動に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

1月1日の能登半島地震発生から3週間以上が経過しましたが、ご承知のとおり復旧・復興が思うように進んでいないのが現状のようであります。

当所としましては、1月4日より当所窓口にて募金箱を設置しました。また、当所青年部のご協力のもと、1月5日に石川県商工会議所青年部連合会 災害対策本部からの依頼により市内事業所からご提供いただきました支援物資を被災地にお届けいたしました。

また、継続的な支援としまして日本商工会議所を窓口とした義援金の募集が始まりましたので、別紙の義援金申受要領にて、本義援金の趣旨をご理解賜り、何卒ご高配の程お願い申し上げます。

皆様におかれましては、それぞれのお立場でご対応いただいていることとは存じますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(お問合せ) 須坂商工会議所 TEL 026-245-0031 FAX 026-245-5096 担当：竹前

義援金申受要領

1. 義援金募金額 1口1万円以上でお願いします。
 2. 募集期間 2024年1月25日(木)~2月16日(金)
 3. 申し受け要領
 - (1) 義援金をご応諾いただく場合は、別紙「能登半島地震義援金 振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、2月16日(金)までに、FAXにてご連絡ください。
 - (2) ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として2月16日(金)までに下記指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。

※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を募金額とさせていただきますこと、ご了承ください。
 - (3) 本義援金は当所で取りまとめ、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただく予定です。

寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

 - ①個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い
所得控除はありません。
 - ②法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い
一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。
〔期末資本金の額等（資本金の額+資本準備金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5+所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額+支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1=〔損金算入限度額〕
計算例 期末資本金の額等 1,000万円、所得の金額 1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額
〔1,000万円×12分の12×1000分の2.5+1,500万円×100分の2.5〕×4分の1=〔10万円〕

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体（区市町村）への募金をご検討いただけますと幸いです。
4. 振込先口座 八十二銀行 須坂市役所出張所 普通預金 6200 「須坂商工会議所」

<本件担当> 須坂商工会議所 総務企画課

T E L : 026-245-0031 (担当: 竹前) F A X : 026-245-5096

F A X送付先 026-245-5096

須坂商工会議所 総務企画課 行

「能登半島地震義援金 振込連絡票」

義援金の趣旨に賛同し、以下のとおり振り込みます。

1. 義援金額 口 円（1口1万円以上でお願いいたします。）
2. 貴社名
3. ご住所 〒
4. 代表者役職・お名前
5. ご担当者お名前
6. 電話番号
7. 振込予定日 月 日

※本義援金にご協力いただきました企業様には、当所会報誌において貴社名をご紹介します。

貴社名の掲載を希望されない場合は、右記にチェックをお入れください。 → 掲載を希望しない

※ ご連絡いただいた情報は、義援金の募金の目的以外には使用いたしません。